

「県南勢地域 製造管理者育成基礎講座」 実施運営業務委託仕様書

1. 趣旨

この業務は、三重県内の中小製造企業等の若手社員及び製造部門管理候補者を対象として、南勢地域を開催会場とし、現場管理の基本・品質管理・コストダウン・生産管理等の基本知識を体系的かつ実践的に習得することで、講座受講者をそれぞれの企業で「ものづくり」ができる人材に育成することを目的とします。

なお、本業務における南勢地域とは、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町とし、東紀州地域：尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町を加えるものとします。

2. 業務名

県南勢地域 製造管理者育成基礎講座 実施運営業務

3. 履行期間

契約日から平成31年3月1日（金）まで

4. 業務概要

当該業務の目的を達成するために、受託者（以下「乙」という。）は、下記の（1）～（5）を実施してください。

（1）講座研修の実施にかかる計画の作成

乙は、日程、募集人数、講座カリキュラム、講師、開催会場などが記載された講座研修の実施にかかる計画（以下「講座実施計画」という。様式は任意とする。）を作成し、提出してください。

乙は、三重県（以下「甲」という。）から講座実施計画の内容について、承認を得たうえで講座を実施するものとします。

なお、講座実施計画を作成するにあたり、次の（ア）～（オ）に留意してください。

（ア）講座日程

契約日（5月下旬見込）から平成31年2月4日（月）までの期間内で、12日間を標準として最低でも11日間の講座日数を確保してください。

講座開講日の前日までに甲が受講者から受講者負担金（1人1日2,000円×日数）を徴収しますので、受講申込者に対する受講決定通知の日から講座開講日まで25日以上の日数を確保してください。

（イ）講座の募集人数

受講対象者は、主に県内南勢地域の中小製造企業等に勤務する若手技術者等とします（ただし、他地域からの受講者の受入れを妨げるものではありません）。受講者数については20名を上限とし、15名を目標としますので、募集・PR活動について最大限努力してください。

なお、契約は上限の20名分の金額で行いますので、受講者が20名を下回る場合は契約変更を行い、契約金額の変更を行います。（契約金額

の減額については別添「受講者数の減による契約金額算定について」を参照ください)

(ウ) 講座カリキュラム

講座は、講義中心ではなく、受講者が主体的に各種の演習・実習に参加できるような実践的なプログラムとしてください。受講者が、講座終了後、各企業にて、製造部門を担う製造管理者や製造リーダーとして、「ものづくり改革」に参画できるレベルに達成することを目標とします。

講座科目とその概要、日数・時間配分を提案していただき、提案理由について記載してください。

なお、下表に講座科目の例を示しますが、「成果発表」については、必須となります。

【カリキュラムに採用する講座科目の例】

	科 目	概 要
品質管理	品質管理	品質管理と「QC 7つ道具」の基本を演習、実習を通じて学び、問題解決のスキルを身につける。又、「新QC 7つ道具」について理解を深め習得する。
コストダウン、原価管理	IE（生産工学手法）	IEの基本を理解し、製造現場で改善ができるスキルを演習や実習を通して習得する。
	VE・原価管理	VE、原価の基本を学び、製品価値を損なわずコストダウンを進めるスキルを習得する。
	製造シミュレーション 原価の仕組み	製造シミュレーション演習の実施を通して製造現場でのコストダウンスキルを身につけ、実務への展開を図る。
生産管理	生産管理 生産方式実習	生産管理システム（目的・仕組み）を、演習を交えて学習する。また、流れ生産方式、セル生産方式、ロット生産方式の実習を通じて、自職場の改善の着眼点を習得する。
安全管理・環境管理等	安全管理	労働安全衛生及び職場の安全管理の進め方を学ぶ。
	設備管理	設備管理の考え方、管理手法を理解し、設備の信頼性、保全性、設備総合効率を高めます。更に自主保全活動を学ぶ。
	環境管理	環境活動と企業活動の関係を掴み、職場での環境管理の進め方を学ぶ。
	危機管理	危機管理マインドの醸成やBCP（事業継続計画）の作成等、危機管理への対応策や進め方を学ぶ。

その他 必要な 講座	現場管理の基本 ・ 製造管理者の役割 ・ リーダーシップ ・ 問題解決プロセス 活動力向上のために ・ コミュニケーション能力の向上 ・ プレゼンテーション等	・ 製造管理者の役割と責任を認識し必要な能力を身につける。 ・ 安全で快適な職場を実現するために、管理者の役割と安全管理の進め方等について学ぶ。 ・ 必要能力を高め、ものづくりのブランドを高める。 ・ 対話の仕方、報告の仕方 ・ Q Cストーリーを活用した効果的な発表資料の作成方法を講義と事例から学ぶ。
成果 発表 【必須】	改善事例発表会 改善成果発表会	・ 受講者自身が自職場の身近な問題をテーマとして、改善に取り組んだ事例発表を行うとともに、各社の改善事例から改善のヒントを学ぶ。 ・ 最終日に発表の場を設定してください。

(エ) 講師の選定

講師は、ものづくりに必要な技術、知識（品質管理・コストダウン・生産管理・設備管理等）に加えて、現場経験を踏まえた、講義と演習、実習を含めた実践的な指導をすることが必要です。

乙は、講師の選定に留意するとともに、選定した講師のこれまでの実績等に関する資料を添付してください。

(オ) その他実施にかかる留意事項

開催会場は、県南勢地区内とします。

(2) 講座の運営・管理

「講座実施計画」に基づき、講座研修を実施するものとし、運営・管理には適正な人員を配置してください。

なお、講師の手配・連絡調整、受講者の出席管理、研修開催会場との連絡調整、研修に必要な機材等の設営、講座研修の実施運営に付随するその他の業務については、乙が行うものとします。

出席率、課題提出状況等により、各受講者に「講座修了認定書」（「講座修了認定書」の大きさ・文面は任意）を発行していただき、「履修状況報告書」（様式は別途指定）を作成してください。

この「講座修了認定書」をもとに、三重県立津高等技術学校長名で「修了証書」を別途発行します。

修了の基準は、80%以上の出席率及び最終日の発表会の出席又は課題提出とします。

(3) 受講者リストの作成

甲が受講者負担金を徴収しますので、募集の際、後日、甲から発行される「納入通知書」により講座開講日の前日までに納入のうえ、講座開講日に領収書を持参する旨を周知してください。また、受講者リストについては、講座開講日の25日前までに甲に提出してください。

受講者リストの様式は、別途甲から示します。

(4) 受講者アンケートの実施及び結果分析

乙は、受講者アンケートを実施し、結果を取りまとめてください。

アンケート項目等の内容は甲と協議するものとし、結果分析に今後の講座企画・運営に資する助言等を記載してください。

(5) 事業実績報告書の作成と提出期限

乙は、研修受講者の出席状況及び研修内容記録を作成するとともに、上記(4)のアンケート結果分析をまとめて、下記の(ア)(イ)に留意し、事業実績報告書として甲に提出してください。

(ア) 提出期限

提出期限は、委託業務の完了した日から起算して10日を経過した日又は平成31年3月1日(金)のいずれか早い日までとします。

(イ) 事業実績報告書の体裁、部数、提出方法等

体裁は次のとおりとし、電子データ(CD-R)1部と紙媒体1部を提出してください。

- ① 研修内容記録
- ② 受講者アンケート結果分析
- ③ 講座に使用したテキスト
- ④ 講座風景写真(講義、演習、実習)
- ⑤ その他、指示するもの

5. 契約上限額 金1,718,962円(消費税及び地方消費税を含む)

6. 監督及び検査

契約条項に規定するところによります。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施します。

7. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとします。

8. 変更に関する協議

本仕様書4(1)(イ)による契約金額の減額の変更のほか、委託業務内容及び履行期限の変更について、必要に応じて、甲乙間で協議を行い、進めるものとします。

9. その他特記事項

- (1) 乙は、業務の遂行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。))による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (ウ) 甲に報告すること。

- (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、甲と協議を行うこと。
- (2) 乙が(1)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。委託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いには十分に留意してください。
- (4) 乙は業務を実施するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとするものとします。